

群馬県立日本絹の里
指定管理業務仕様書

令和7年6月

群馬県農政部

群馬県立日本絹の里指定管理業務仕様書

第1 目的

この仕様書は、群馬県立日本絹の里指定管理者募集要項第2に定める指定管理者が行う業務の詳細について定めたものです。

第2 管理運営の基本事項

1 休館日

(1) 火曜日

(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月27日から翌年1月5日まで

(3) 指定管理者は、必要があると認めた時は、知事の承認を得て、(1)及び(2)に定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

2 開館時間

(1) 午前9時30分から午後9時までとします。

ただし、常設展示室及び企画展示室にあつては、午前9時30分から午後5時までとします。

(2) 指定管理者は、必要があると認めた時は、知事の承認を得て、(1)に定めた開館時間を変更することができます。

3 運営体制

(1) 日本絹の里の管理運営に係る業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者を定め、県に報告するものとします。

また、これを変更した場合も同様とします。

(2) この仕様書に掲げる業務に支障がないよう人員を配置し、管理運営にあたるものとします。

(3) 企画展示等の業務を行う者の中に、蚕糸絹業に関する歴史、技術等の知識及び業務経験を有する者を配置してください。

(4) 職員の育成及び運営に必要な研修等を実施してください。

第3 業務の詳細

群馬県立日本絹の里指定管理者募集要項第1-3(3)施設の管理運営方針に基づき指定管理者が行う業務の詳細は次のとおりです。

1 蚕糸絹業に関する企画展示に関する業務

(1) 常設展示の維持管理

- (2) 企画展・特別展等、県産シルクを含む蚕糸絹業に関する展覧会の企画と開催
展覧会の企画と開催にあたり、他博物館等の収蔵品等を借用することが必要な場合は、指定管理者の責任で借用交渉及び借用を行うものとします。

＊) 企画展・特別展等の開催状況等は仕様別紙1のとおりです。

- (3) 蚕糸絹業に関する講演会等の開催

2 蚕糸絹業に関する情報提供に関する業務

- (1) 来館者に対する展示館の展示解説、日本絹の里施設の案内
- (2) インターネットを利用した日本絹の里の施設・展示の案内
- (3) 学校等による教育利用、生涯学習等に対する支援
(団体利用の受け入れと解説、体験学習の支援、夏季休暇期間中の児童・生徒向け行事の開催、出前講座への対応など)
- (4) 蚕糸絹業に関する情報の収集と活用

3 蚕糸絹業に関する相談に関する業務

- (1) 来館者、県民等による蚕糸絹業に関する相談・質問への対応
(電話、電子メール等による対応も含む)
- (2) 報道関係者による取材等の対応

4 日本絹の里の施設及び附属設備の利用承認等に関する業務

募集要項第1－3(2)エに示す有料施設等の利用の承認

5 有料施設等の利用の承認の取り消し等に関する業務

利用者が次のいずれかに該当するとき、又は日本絹の里の管理上、特に必要があると認めるときは、利用の承認の取消し等を行うことができます。

- (1) 偽りその他不正な手段で利用の承認を得たとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等又は展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則の規定に違反したとき。
- (5) 利用承認に付した条件に違反したとき。

6 日本絹の里への入館の拒否に関する業務

日本絹の里に入館しようとする者が、次のいずれかに該当するとき、入館を拒否することができます。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等又は展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

7 日本絹の里の休館日の変更等に関する業務

第2－1に定めるとおり、必要があると認めるときは、知事の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

8 日本絹の里の開館時間の変更に関する業務

第2－2に定めるとおり、必要があると認めるときは、知事の承認を得て開館時間

を変更することができます。

9 日本絹の里の観覧料、有料施設等の利用料等（以下、利用料金という。）の收受等に関する業務

- (1) 条例に定める額の範囲内において、知事の承認を得て利用料金を定める業務
 - (2) 利用者から利用料金を徴収する業務
- * 1) 現在の利用料金については仕様別紙2のとおりです。
* 2) 利用料金の取り扱い及び減免等については第4-2に注意してください。
* 3) この事務は再委託することはできません。

10 日本絹の里の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

- (1) 土地・建物及び附属設備の維持管理・修繕
 - (2) 機械・設備類の保守点検・修繕
 - (3) 備品の維持管理（リスト管理も含む）
 - (4) 館内外の清掃、害虫防除、植栽管理
 - (5) 施設の警備
 - (6) 建築基準法第12条に係る建物点検
 - (7) 光熱水費等の必要経費の支払い
- * 1) 各業務の詳細は仕様別紙3から5のとおりです。
* 2) 備品等の一覧は仕様別添1のとおりです。
* 3) 施設及び機械・設備の現状については、仕様別紙6を参考としてください。

11 日本絹の里の蚕糸絹業に関する資料の管理に関する業務

- (1) 県民等からの資料寄贈に関する対応及び資料収集
 - (2) 収蔵品及び収蔵図書との管理と貸し出し（リスト管理も含む）
- * 収蔵品及び収蔵図書の一覧は仕様別添2及び3のとおりです。

12 体験室の運営に関する業務

絹の染色、手織り、繭クラフト等の蚕糸絹業に関する体験学習の開催と指導

* 現在における体験室の運営状況は仕様別紙7のとおりです。

13 シルクショップの運営等に関する業務

物品販売所における蚕糸絹業関連商品、日本絹の里関連商品等の販売等

* 物品販売所の概要については仕様別紙7のとおりです。

14 その他、日本絹の里の設置の目的を達成するために必要な業務

- (1) テレビ・ラジオ・新聞等のメディア及びポスター、チラシ等を活用した、日本絹の里の施設及び催事等の広報宣伝活動
- (2) 来館者に対する安全・衛生管理及び傷害保険への加入
- (3) 災害・消費者事故等の緊急事態発生時の対応体制の整備及び群馬県知事と連携した迅速な対応（被害・原因調査、報告、処置・改善等）
- (4) 蚕糸絹業関係者の交流支援
- (5) 群馬県博物館連絡協議会及び全国の蚕糸絹業関係博物館等で組織するシルクサミットに関する対応
- (6) その他、日本絹の里の設置の目的を達成するために必要な業務

第4 留意事項

1 必要な資格等について

指定管理者は、応募要領及び本書に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可及び認定等を受けていなければなりません。再委託等を行う個々の業務については、当該再委託先が前述の免許、許可及び認定等を受け、かつ、その免許等を有する者が業務に携われる場合には、この限りではありません。

2 利用料金の取り扱い及び減免等について

- (1) 徴収した利用料金は指定管理者の収入となります。
- (2) 利用料金には、仕様別紙8のとおり減免基準があり、これに係る事務処理についても業務の範囲となります。
- (3) 管理費用の積算にあたっては、(2)のほか、次の点にも注意して下さい。

ア 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、中学生以下等の者の観覧料は無料とするとともに、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けた基準による場合は、利用料金の全部または一部を免除するものとし、この観覧料及び利用料金に相当する額の補てんは行いません。

イ 群馬県県有施設共通パスポート条例による共通パスポートの発行を行い、納入された料金は指定管理者の収入とします。なお、共通パスポートを提示した者に対しては観覧を認めるものとし、この観覧料に相当する額の補てんは行いません。

ウ 群馬県民の日を定める条例の規定により、群馬県民の日である10月28日については、観覧料を無料とし、この観覧料に相当する額の補てんは行いません。

3 損害賠償責任保険等への加入

- (1) 指定管理者は、日本絹の里来館者等の事故に対応するため、傷害保険に加入するものとし、
- (2) 指定管理者は、展覧会の企画、開催にあたり、他博物館等の収蔵品等を借用する場合は、全借用期間を通じた損害保険に加入するものとし、
- (3) その他、必要があると認められる保険については、協定書のなかで別途定めます。

4 物品管理

物品管理についての原則は次のとおりですが、詳細については協定締結時に県と指定管理者が協議のうえ定めます。

- (1) 県は指定管理者に、現在日本絹の里に配備してある県有物品を貸与します。
- (2) 県有物品については、群馬県財務規則に基づき、県が定める物品品目一覧表を備えて管理するものとし、廃棄等の異動については、県と協議して行うものとし、
- (3) 指定管理者が購入した備品のうち、指定管理料により購入した備品については群馬県に帰属し、その他については指定管理者に帰属することとします。
- (4) 物品の修理費用については、指定管理者が負担するものとし、
- (5) 群馬県が貸与した備品の経年劣化やき損滅失等により購入又は調達する代替の備品の所有権は、群馬県に帰属することとし、その他備品についても、あらかじめ群馬県と指定管理者で協議の上、施設の管理運営に不可欠なものと判断される備品については、群馬県に帰属することがあります。

- (6) 事業計画（管理費用の積算）にない備品を購入する際は、事前に購入及び所有権の帰属について群馬県と協議していただきます。
- (7) 指定期間満了時の物品の取扱については、別途協定で定めます。

5 修繕費について

施設の整備・修繕及び機械・設備等の修繕に要する経費の負担の原則は次のとおりとします。

ただし、施設及び機械・設備類の大規模な修繕・改修が必要となった場合（1件60万円以上）には、その対応方法について県と協議し決定することとします。

(1) 法人税法基本通達第7章第8節「資本的支出と修繕費」を基準とし、修繕費に区分される通常の維持管理又はき損したものの原状回復に要する経費は、指定管理者の負担とします。

(2) 同通達により、資本的支出に区分される資産価値を高め、又はその耐久性を増すために要する経費は、県の負担とします。

6 立ち入り検査

県は必要に応じて、指定管理に関する各種帳簿等の調査や施設、備品等の現地調査を行うことがあります。指定管理者は、基本的にこれを拒むことはできません。

7 日本絹の里ボランティア及び日本絹の里友の会について

現在、日本絹の里では、展示解説、体験学習、環境整備等の業務の一部において、ボランティアによる支援を受けるとともに、群馬県立日本絹の里友の会が組織され、施設運営の活性化等に寄与いただいております。管理業務の推進にあたり、ボランティア及び友の会の活動による恩恵を引き続き活用し、より効率的な管理や運営の一層の活性化を図ることも可能ですので、事業計画の立案の際の検討材料としてください。

＊）日本絹の里ボランティア及び日本絹の里友の会の概要は仕様別紙9のとおりです。

第5 その他

その他、この仕様書に記載のない事項及び業務の内容や処理について疑義が生じた場合は、県と指定管理者双方で協議するものとします。

仕様別紙 1

企画展・特別展等の開催状況（令和3年度から令和6年度）

（単位：日、人）

（令和3年度）		会期 日数	観覧 者数
第96回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	5	332
第47回 企画展	若槻せつ子コレクション 錦舞う打掛とキモノドレス	28	2,035
第97回 特別展	友禅作家 永井興子～悠久の時を超えて	25	1,152
第98回 特別展	学ぼうカイコ	39	2,531
第99回 特別展	大竹夏紀展 Mount Penglai	35	5,175
第48回 企画展	ちりめん創作人形展～はなものがたり～	45	4,653
第100回 特別展	齋藤定夫展～伊勢崎の機の音を鳴らし続ける～	37	1,494
第23回	群馬の絹展	5	377
第101回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	26	1,501
（令和4年度）			
第101回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	10	544
第102回 企画展	桐生織の伝統工芸士展～伝統と創造	34	1,319
第49回 企画展	百色百型江戸小紋の世界	39	2,089
第103回 特別展	学ぼうカイコ	39	3,306
第50回 企画展	平安王朝の文化～よみがえる源氏物語の世界～	53	5,019
第104回 特別展	伊香保温泉×きもの＃おかみさんのおもい	27	1,187
第105回 特別展	寺村サチコ展－羽化－	37	1,362
第24回	群馬の絹展	5	661
第106回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	36	2,043

(令和5年度)			
第106回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	9	469
第107回 特別展	收藏品展 つむぐ・たくす・つなぐ	33	1,067
第51回 企画展	ちりめん創作人形展～レトロかわいい絹彩浪漫～	39	3,022
第108回 特別展	学ぼうカイコ	39	3,538
第109回 特別展	きものの彩り～岡信孝銘仙コレクションより	35	1,721
第52回 企画展	宝塚歌劇～美しき和の世界	45	4,056
第110回 特別展	季節を巡る草木染ー移りゆく景 変わらぬ礎ー	36	1,745
第25回	群馬の絹展	5	1,328
第111回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	38	2,007
(令和6年度)			
第111回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	7	486
第112回 特別展	カタコトの会展 型彫り、型染め、カタヤブリ！	33	1,425
第53回 企画展	大竹夏紀展 Island In The Sun 水の女神	39	2,729
第113回 特別展	学ぼうカイコ～世界遺産登録10周年～	39	3,538
第54回 企画展	首里織展～ぐんまの生糸が紡ぐ物語～	47	2,870
第114回 特別展	手まり展～絹彩でかがる美しき立体世界～	39	1,956
第115回 特別展	群馬県作家協会展～明日にいきづく伝統文化～	31	1,444
第26回	群馬の絹展	5	1,344
第116回 特別展	まゆクラフトと絹の作品展	38	2,180

仕様別紙 2

【利用料金】

現在の観覧料・利用料金は次のとおりです。

1 観覧料

区分		個人	団体（20名以上）
常設展示	一般	200円	160円
	大学、高校学校等	100円	80円
企画展	一般	400円	320円
	大学、高校学校等	250円	200円
中学生以下 身体障害者手帳等の交付を受けた者及びその介護者1名		無料	

2 利用料金

有料施設名	午前	午後	夜間	一日
企画展示室	2,200円	3,000円		5,200円
機織体験室	500円	600円	600円	1,700円
染織体験室	1,200円	1,700円	1,700円	4,600円
会議室	600円	800円	800円	2,200円
物品販売所	売上額の15分の1			

* 1) 仕様別紙8のとおり減免規定があります。

* 2) 「群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例」に定める範囲内において、知事の承認を得て、変更することが可能です。

仕様別紙3

館内外の清掃、害虫防除、植栽管理

業務	内容
館内清掃	<p>次の清掃等を実施し、良好な施設状態を保つ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常清掃(清掃面積 約 1,200 m²) <ul style="list-style-type: none"> 開館日における館内清掃(床面清掃、トイレ清掃等) 消耗品(トイレトーパー等)の補充 2 特別清掃 <ol style="list-style-type: none"> (1) 染織体験室コンクリート塗床の洗浄(約 180 m²) (2) 塩ビシートの洗浄・ワックス(約 150 m²) (3) 木床のワックス(約 500 m²) (4) カーペットのクリーニング(約 400 m²) (5) ブラインド(約 110 m²)及びガラス(約 200 m²)の清掃 (7) ソファのクリーニング 4 マット交換 <ol style="list-style-type: none"> (1) 90cm×75cm 2枚 (2) 90cm×150cm 2枚 (3) 120cm×180cm 1枚 5 一般廃棄物処理(収集・運搬・排出)
館外清掃	施設美化に努めた清掃を実施
害虫防除	収蔵資料保護のため、収蔵庫1及び2(体積 約 608 m ³)の殺虫、殺卵、殺カビ密閉燻蒸消毒等を実施
植栽管理	<p>原状維持による管理を基本として、次の植栽管理を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前庭及び北側(約 3,058.85 m²) <ol style="list-style-type: none"> (1) 芝刈り (2) 抜き取り除草 (3) 除草剤散布(芝用) (4) 改良資材散布 2 ササ植え込み部(408.36 m²) <ol style="list-style-type: none"> (1) 抜き取り除草 (2) 除草剤散布 (3) 施肥 3 下庭及び北側タマリユ部(653.6 m²) <ol style="list-style-type: none"> (1) 抜き取り除草 (2) 除草剤散布 (3) 施肥 4 樹木剪定・管理 <ul style="list-style-type: none"> 高低木、日本庭園の剪定等

*) 清掃等に必要な用具及び消耗品については指定管理者が用意すること。

仕様別紙 4

建物・機械・設備類の保守点検

業務	内容																																												
浄化槽管理	<p>浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検・清掃及び水質の定期検査の実施</p> <p>浄化槽形式 合併、接触ばっ気方式、沈殿分離槽前置き 処理能力 23.0立方メートル/日・101人槽 処理目標水質 BOD20mg/l</p> <p>保守点検・清掃 浄化槽の保守点検及び清掃の技術的基準に従い実施 巡回検査（機器作動点検ほか）、塩素消毒、汚泥引抜き、水張り等（月次）</p> <p>法定検査 浄化槽法第11条に基づく検査</p>																																												
空調設備管理	<p>次の空調機器の性能維持、良好な空調環境整備のため必要な保守・点検・調整等を実施 改正フロン類法に基づく簡易点検（四半期に1回）及び定期点検（3年に1回）の実施</p> <p>1 本館機器</p> <table border="1" data-bbox="427 882 1142 1413"> <thead> <tr> <th>品名/規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パッケージエアコン RPI-J100K</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>〃 RPI-J40K</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 RPI-J90K</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃 RPI-J63K</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 RCI-GP80K1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃 RPI-J80K</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 FHCP80FD</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>全熱交換機 LGH-100RS</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 LGH-50RS</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃 LGH-25RS</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 LGH-15RS</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 CCR-35U2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>送風機 No.2 天井埋設型</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 No.1 1/2 天井埋設型</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 展示棟機器</p> <table border="1" data-bbox="427 1480 1142 1727"> <thead> <tr> <th>品名/規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パッケージエアコン RP-J800HP</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>〃 FVYCP775MA</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 FHMP112DD</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>全熱交換機 LGH-100S2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>〃 LGH-35S2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>〃 LGH-15S2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	品名/規格	数量	パッケージエアコン RPI-J100K	1台	〃 RPI-J40K	1	〃 RPI-J90K	2	〃 RPI-J63K	1	〃 RCI-GP80K1	2	〃 RPI-J80K	3	〃 FHCP80FD	1	全熱交換機 LGH-100RS	3	〃 LGH-50RS	2	〃 LGH-25RS	1	〃 LGH-15RS	3	〃 CCR-35U2	1	送風機 No.2 天井埋設型	1	〃 No.1 1/2 天井埋設型	1	品名/規格	数量	パッケージエアコン RP-J800HP	1台	〃 FVYCP775MA	1	〃 FHMP112DD	1	全熱交換機 LGH-100S2	4	〃 LGH-35S2	1	〃 LGH-15S2	1
品名/規格	数量																																												
パッケージエアコン RPI-J100K	1台																																												
〃 RPI-J40K	1																																												
〃 RPI-J90K	2																																												
〃 RPI-J63K	1																																												
〃 RCI-GP80K1	2																																												
〃 RPI-J80K	3																																												
〃 FHCP80FD	1																																												
全熱交換機 LGH-100RS	3																																												
〃 LGH-50RS	2																																												
〃 LGH-25RS	1																																												
〃 LGH-15RS	3																																												
〃 CCR-35U2	1																																												
送風機 No.2 天井埋設型	1																																												
〃 No.1 1/2 天井埋設型	1																																												
品名/規格	数量																																												
パッケージエアコン RP-J800HP	1台																																												
〃 FVYCP775MA	1																																												
〃 FHMP112DD	1																																												
全熱交換機 LGH-100S2	4																																												
〃 LGH-35S2	1																																												
〃 LGH-15S2	1																																												
消防設備管理	<p>消防法に基づく消防用設備の点検等（機器点検（外観点検・機能点検）及び総合点検）の実施及び報告</p> <p>消防用設備 消火器具、自動火災報知設備、誘導灯・誘導標識、室内消火栓設備（2基）、非常電源 防排煙設備（防火シャッター2基、排煙口等）、その他</p> <p>点検回数 機器点検 年1回以上 総合点検（機器点検を含む） 年1回以上</p>																																												

電気工作物の点検	<p>電気事業法等に基づく月次点検及び年次点検・精密点検（1回）の実施</p> <p>需要設備 設備容量250KVA、受電電圧6600V 電気工作物 受電設備、配電設備、電気使用場所の設備</p>
昇降機管理	<p>建築基準法に基づく定期検査・報告のほか、安全かつ良好な運転維持のための必要な点検等を実施</p> <p>機種 東芝製 ロープ式エレベーター 1基 付加装置 火災時管制運転、地震時管制運転、停電時自動着床装置</p> <p>実施項目 定期検査（法定） 定期点検及び定期整備（月次） 遠隔監視メンテナンス（遠隔点検、遠隔監視等） 故障時対応</p>
自動ドア	<p>安全かつ良好な開閉維持のための必要な点検を実施</p> <p>機種 ナブコ製 自動扉開閉装置DS-21D（両開き） 2基 附属機器 操作スイッチ、コントロールボックス等</p> <p>実施項目 定期点検（年3回以上）</p>
建物点検	<p>建築基準法第12条に基づく建物点検 建築物（県有施設の建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検）の点検は3年に1回、令和2年度実施予定</p> <p>建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）の点検は毎年</p>
その他	<p>日本絹の里の管理・運営上必要な点検等を実施</p> <p>想定される対象物 放送設備、シャッター（防火用を含み計4基）、染色用ボイラー、LAN設備 等</p>

仕様別紙 5

施設の警備

業務	内容
開館時間内の警備	利用者及び施設の安全確保のため、館内外、駐車場等の管理施設内における巡回等を随時実施
夜間・早朝及び休館日の警備	夜間・早朝及び休館日等、職員の勤務がない無人の時間帯における火災、盗難を感知する機械警備を実施 現在の設置の機械警備システム ALSOK群馬株式会社システム (他のシステムへの変更は可能であるが、変更に係る経費は指定管理者負担)

仕様別紙 6

施設及び機械・設備の現状について

日本絹の里は建設から20年以上が経過（増築部を除く）しているため、施設及び機械・設備の一部における不具合の発生が想定されます。施設管理に要する経費の積算にあたっては、募集要項の別紙の支出内訳の修繕費のほか、下記の事項も参考としてください。

ただし、下記に示す事項は、施設及び機械・設備における修繕実績、不具合等の全てを網羅しているわけではありません。

1 過去3カ年における施設及び機械・設備の主な修繕実績

施設及び機械・設備	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建物	○（床張替ほか）	○（床張替ほか）	○（自動ドア改修工事ほか）
外構	○（入口扉）	—	○（メッシュフェンス設置）
空調設備	○（本館、展示館）	○（換気扇）	○（空調修繕）
照明設備・電気設備	○（照明ほか）	○（照明ほか）	○（LED更新ほか）
衛生設備	—	—	○（トイレ更新）

2 施設及び機械・設備における主な懸念事項

施設及び機械・設備	懸念事項
空調設備	毎年、故障が発生しており、同型の部品在庫がない場合は修繕期間等も左右される。 製造中止の冷媒を使用している機体があり、更新が必要である。
照明設備	順次LED化へ更新しているが、更新できていない照明設備もある。
展示用品等	ガラス展示ケースは、湿度調整や紫外線等の日焼け防止が不十分である。

仕様別紙 7

【体験室の運営状況】

染色、手織り、クラフト等の分野の体験学習（計8コース）の開催等により、体験室の運営が行われています。

- 1 染色
 - (1) 草木染め
 - (2) 型染め
 - (3) 絞り染め
 - (4) ろうけつ染め
- 2 手織り
 - (1) 簡易手織り
 - (2) 高機手織り
- 3 クラフト等
 - (1) 繭クラフト
 - (2) 和布細工

【物品販売所の概要】

- 1 面積
約 88 m²
* 1) 玄関・ホール・ロビー。物品販売所を合わせて約 196 m²
- 2 主な備え付け什器・設備・機材等
厨房、冷蔵庫、レンジ、カウンター、展示台、イス・テーブル等

群馬県立日本絹の里利用料金の減免基準

1 観覧料

- (1) 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第1号、第2号、第3号で規定するもの

区分	県内	県外
(第1号) 県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに類する学校その他の施設の生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき	全部の額を免除	
(第2号) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに類する学校その他の施設の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき	全部の額を免除	
(第3号) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が観覧するとき	全部の額を免除	

*) 免除の手続き

- ・第1号、第2号は、事前に観覧料免除申請書を指定管理者に提出し、承認を受ける。
- ・第3号は、受付で手帳等により確認し、承認を受ける。

(2) 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第4号で規定するもの（指定管理者があらかじめ知事の承認を受けるもの）

	区分	県内	県外	免除する理由
1	県外の小学校、中学校等の児童及び生徒を引率して、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき		全部の額を免除	教職員が業務による引率のため
2	県外の高等学校等の生徒を引率して、この引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき		全部の額を免除	教職員が業務による引率のため (生徒は有料)
3	国、県、市町村が行う行事及び業務視察並びに指定管理者、日本絹の里が行う行事で観覧するとき	全部の額を免除		行政機関の職員及び指定管理者の業務のため
4	次の団体が行う行事として観覧するとき（引率者を含む） ①社会福祉施設及びこれに準ずる施設の 行事 ②母子福祉手帳の交付を受けた者の組織 の行事	全部の額を免除		社会福祉施設入所者等の社会参加を促進するため
	次の団体が行う行事の下見のため観覧するとき ①国、県、市町村 ②小学校、中学校、高等学校又はこれら に類する学校 ③幼稚園、保育園 ④上記4の施設、組織	全部の額を免除		学校、社会福祉施設等の利用促進を図るため

6	報道機関及び観光業者が業務で観覧するとき	全部の額を免除	日本絹の里の広報のため													
7	日本絹の里友の会の会員	<p>年間2回まで全部の額を免除、以後は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>観覧料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展示</td> <td>一般</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大学、高等学校等</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画展</td> <td>一般</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>大学、高等学校等</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>家族会員：同居家族なら可) (賛助会員：1回2名まで可)</p>	区分		観覧料(円)	常設展示	一般	100	大学、高等学校等	50	企画展	一般	200	大学、高等学校等	100	日本絹の里の利用促進のため
区分		観覧料(円)														
常設展示	一般	100														
	大学、高等学校等	50														
企画展	一般	200														
	大学、高等学校等	100														
8	観覧料相互割引を行うこととした施設が発行した割引券を持参したとき	相互で定めた割引額を免除する。但し免除額は最大20%までとする	他施設との相互周遊客の増加を図るため													
9	指定管理者が特別の理由があると認めたとき	観覧招待券を交付することが出来るものとする	日本絹の里の広報及び利用促進のため													
10	東日本大震災に係る被災者(原発関連の避難生活者を含む)	全部の額を免除	東日本大震災による被災者の不自由な生活での心労等を鑑みた緊急的な処置													

*) 免除手続

- 1、2、3(国、県、市町村の場合)、4は、事前に観覧料免除申請書を指定管理者に提出し、承認を受ける。
- 5は、事前に連絡し、当日受付で承認を受ける。
- 6は、日本絹の里に寄与することが明らかであると認められる者に限り、受付で承認を受ける。
- 7は、受付で会員証の確認を受け、承認を得る。
- 8、11は、受付に割引券等を渡し、承認を得る。

2 利用料（物品販売所、附属設備を除く）

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第4号で規定するもの（指定管理者があらかじめ知事の承認を受けるもの）

	区分	県内	県外	免除する理由
1	県及び指定管理者が行う行事、 又は日本絹の里が行う企画運営の関連行事で、施設を行事の参加者が利用するとき	全部の額を免除		県及び指定管理者の管理に関わる業務のため
2	日本絹の里友の会の会員が自主研修で染織体験室、機織体験室、会議室を占有しないで利用するとき	全部の額を免除		日本絹の里の利用促進のため

＊）免除の手続き

- ・ 1（県の機関の場合）は、事前に免除申請書を指定管理者に提出し、承認を受ける。
- ・ 2は、事前連絡をし、当日受付で会員証により確認と承認を受ける。
（自主事業は1の区分に含まれません。）

仕様別紙 9

【日本絹の里ボランティアの概要】

次の6部門で活動するボランティアの登録があり、日本絹の里において実施している体験学習の指導、展示解説、出前講座などにおいて館の運営を支援しています。

1 登録者数

令和7年3月31日現在 56名

2 登録部門

体験学習部門（染め、手織り、繭クラフト）、環境整備部門、展示解説部門、出前講座部門

【日本絹の里友の会の概要】

1 会員数

令和7年3月31日現在 149名

2 主な事業

- (1) 染色や手織り等の講習会・学習会の開催
- (2) 講演会や見学会の開催
- (3) 「友の会だより」等の情報提供
- (4) 日本絹の里が行う事業への協力

3 会員の特典

- (1) 常設展、企画展の観覧料の免除
(年間2回まで全額免除、それ以上は半額)
- (2) シルクショップ取扱品が1割引で購入可（1,000円以上購入時）
- (3) 「友の会だより」、各種案内の送付
- (4) 体験学習施設の利用料免除

4 年会費

- | | | | |
|----------|---------|---------|--------------|
| (1) 一般会員 | 年会費 | 2,000円 | |
| (2) 学生会員 | 年会費 | 1,000円 | ※大学生、高校生、中学生 |
| (3) 家族会員 | 1家族 年会費 | 3,000円 | ※同家族なら何人でも可 |
| (4) 賛助会員 | 1口 | 10,000円 | |
| (5) 準会員 | 1～3月期会費 | 1,000円 | |